

## (1) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底

## 現状と課題

【図表 22】いじめに対する組織的対応の状況

- 定期的に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした（東京都内全公立学校に対する「実施している」と回答した学校の割合）。

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
98.7%	99.0%	90.3%	95.4%	97.8%

令和元年度「ふれあい（いじめ防止強化）月間におけるいじめに関する調査」東京都教育委員会

【図表 23】いじめへの対応に関する情報共有の状況

- いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報が、定められた様式の「記録ファイル」により、パソコンの共有フォルダに保存されるなど全教職員で共有できるようになっている（東京都内全公立学校に対する「実施している」と回答した学校の割合）。

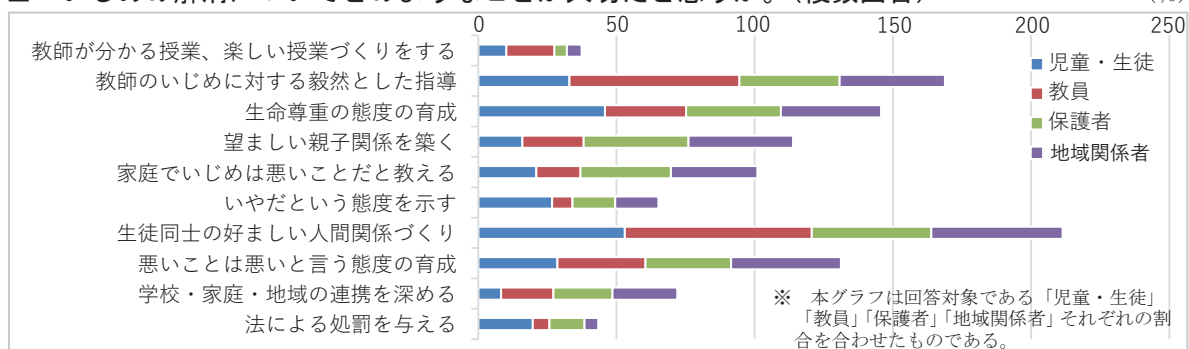
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
平成 28 年度	61.8%	73.5%	34.2%	55.6%	62.0%
令和元年度	92.4%	96.8%	76.4%	87.7%	91.8%

平成 28 年度「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」東京都教育委員会

令和元年度「ふれあい（いじめ防止強化）月間におけるいじめに関する調査」東京都教育委員会

【図表 24】いじめの解消に向けて大切なこと

- いじめの解消についてどのようなことが大切だと思うか。（複数回答）



令和 2 年度「いじめ防止等の対策を推進する研究」東京都教職員研修センター

- 【図表 22】の調査結果からは、多くの学校で、各いじめの事案について、「学校いじめ対策委員会」が対応方針を協議していることが分かる。
- 【図表 23】の調査では、約 9 割の学校が、記録の保管と全教職員による情報共有を行っているという回答している。平成 28 年度と令和元年度を比較すると、全体として約 30 ポイント増加しており、学校の取組が推進されていることがうかがえる。
- 【図表 24】の調査では、いじめの解消に向けて大切なこととして、児童・生徒、教員、保護者、地域関係者、共通して回答した割合の一番高い項目は、「生徒同士の好ましい人間関係（子供同士がお互いを大切にしようとする）こと」である。

**【いじめ防止対策推進法】**

第 23 条第 3 項 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

- 「学校いじめ対策委員会」により認知されたいじめの解決に当たっては、学級担任等が一人で抱え込んで対応することなく、学校が組織として対応することが強く求められている。
- いじめの解消に向けての対応の経過については、学校で定められた方法で記録を残し、全ての教職員が確認できるようにしておくことが大切である。

**具体的な取組****ア 教職員からの報告を受けての対応方針の決定**

教職員から報告を受けて「学校いじめ対策委員会」が認知したいじめに対しては、この対策委員会が具体的な対応の在り方等について協議し、校長が決定する。

「学校いじめ対策委員会」は、被害の子供が感じている心身の苦痛の程度や、加害の子供が行ったいじめの行為の重大性等に鑑み、状況を多面的に検証しながら協議を行い、対応方針を決定する。

教職員は、協議結果を踏まえて、組織的にいじめの解消に向けた対応を行う。

なお、行為の軽重や緊急性によっては、学級担任等がその場で対応したり、直接校長の指示の下に対応したりすることも想定される。その場合は、必ず事後に「学校いじめ対策委員会」に報告する。

④ 全校で実施

**イ 対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言**

「学校いじめ対策委員会」の決定した方針に基づき、学級担任等が、いじめの事例について子供や保護者等に対応を行った場合は、その経過や改善の進捗状況等について、逐一「学校いじめ対策委員会」に報告し、次の対応等について助言を受ける。

報告は、状況に応じて、「学校いじめ対策委員会」の会議を招集する、パソコンの共有フォルダにデータを保存するなど、効率的な方法で行うことができるようにする。

また、「学校いじめ対策委員会」は、対応する教員の経験年数等を考慮して、きめ細かな助言を行うとともに、若手教員と学年主任と一緒に子供からの聴き取りや子供への指導に当たるなど、複数での対応に心掛ける。

特に、学級担任等が、被害の子供や加害の子供の保護者に対して、いじめの事実、学校としての対応方針、対応の経過等を伝える際には、学校への信頼が失われることなく理解と協力が得られるようにする。そのために、「学校いじめ対策委員会」が、事前に十分な助言を行うとともに、必要に応じて複数の教職員で対応を行う。

④ 全校で実施

## ウ 対応記録のファイリング

いじめ問題の対応経過については、全ての事例について、「学校いじめ対策委員会」が定めた共通の様式等に従って記録を残し、全ての教職員が確認できる方法で保管する。

被害の子供や加害の子供の保護者等に、学校としての対応経過を正確に説明できるようにする。その際の記録は、「いつ、どこで、だれが、誰に対して、どのように対応したか、子供はどのように話したか」など、いわゆる5W1Hが明確になるような様式を定める。

④ 全校で実施

## エ 解消の確認

いじめへの対応に当たっては、「仲直りした」、「謝罪が済んだ」、「楽しそうに会話する姿が見られるようになった」など、表面的かつ安易な判断により、いじめが解消したとして、被害の子供への対応を終えてしまうことがあってはならない。当該の子供の様子や心情を確実に把握し、安心して生活を送ることができるようになるまで支援を継続する。

なお、いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が行うのではなく、以下に示す2つの条件が満たされていることを含め、「学校いじめ対策委員会」が子供の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。

【いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定〔最終改定 平成29年3月14日〕）】

（4）学校におけるいじめの防止等に関する措置 iii）いじめに対する措置

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

④ 全校で実施

## (2) 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例

### 現状と課題

【図表 25】被害の子供の相談状況

■ 学級担任に相談

(東京都公立学校におけるいじめの認知件数全体に対する、該当件数の割合[複数回答])

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
平成 27 年度	77.5%	79.2%	69.6%	81.8%	78.2%
令和元年度	91.6%	78.1%	59.2%	97.3%	90.1%

平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

- 【図表 25】の調査結果から、学校が認知したいじめに関して、いじめられた子供が学級担任に相談した件数の割合は、平成 27 年度と令和元年度を比較すると、約 12 ポイント増加している。被害の子供の支援に当たっては、学級担任が果たす役割が極めて大きいことを、改めて確認することができる。
- 学校は、いじめへの解消に向けて、被害の子供が感じている心身の苦痛の程度に応じて、子供の心情に寄り添い、組織的に対応することが重要である。

#### 【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 3 項 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

- 学級担任が、いじめへの対応を一人で抱え込むことのないようにするためには、「学校いじめ対策委員会」が、方針を協議、決定する。また、同委員会のメンバーが、随時学級担任に助言しながら、組織的対応を行うようにすることが欠かせない。

### 具体的な取組

#### ア 一時的に不快を感じる場合、けががない場合等の対応例

#### イ 継続的な不快や不安を感じる場合、保健室で処置する程度のけがを負った場合等の対応例

#### ウ 登校や教室への入室を渋る様子が見られる場合、医療機関で 1 回治療を受ける程度のけがを負った場合等の対応例

それぞれの類型に応じて、被害の子供の心情に寄り添って適切に対応し、安心して学校に通えるようになるまで、確実に支援を行う（参照：60ページ）。

保護者に対しては、たとえどんなに軽微な事例でも、被害の子供が心身の苦痛を受けたと思われる事案については、必ず連絡をし、学校としての対応方針、対応経過等を丁寧に伝える。

### (3) 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例

#### 現状と課題

【図表 26】 加害の子供への特別な対応

■ 別室指導

(東京都公立学校におけるいじめの認知件数全体に対する、該当件数の割合[複数回答])

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
8.7%	19.3%	36.7%	37.8%	9.9%

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

- 【図表 26】の調査結果からは、加害の子供への指導に当たって、場合によっては別室指導を行っている学校があることが示されている。
- いじめの行為に対しては、加害の子供が意図せずに行った言動、衝動的に行った言動、故意で行った言動などの加害の子供の自覚性や、暴力の有無など、類型に応じて適切な指導を行い、これらの行為をやめさせることが必要である(参照: 60ページ)。
- 加害の子供の指導についても、学級担任が一人で抱え込むことのないよう、「学校いじめ対策委員会」が適切に機能することが大切である。

#### 具体的な取組

##### ア 好意で行った言動に対する指導例

##### イ 意図せずに行った言動への指導例

##### ウ 衝動的に行った暴力を伴わない言動への指導例

##### エ 衝動的に行った暴力を伴う言動への指導例

##### オ 故意で行った暴力を伴わない言動への指導例

##### カ 故意で行った暴力を伴う言動への指導例

##### キ いじめに該当する行為が、集団で行われている場合や、継続的に行われている場合等の指導例

それぞれの類型に応じて、加害の子供の行った行為が相手の心身に苦痛を与えていること、その行為がいじめに該当することを理解させ、同様の行為を行うことのないよう、適切に指導する(参照: 60ページ)。

加害の子供への指導とその保護者への説明に当たっては、いじめは絶対に許されない行為であるとの認識を前提としながら、好意で行った言動や意図せずに行った言動が、結果的にいじめに該当する場合などには、一律に厳しい指導に終始することのないよう配慮する。

## 具体的な取組

### ◎ いじめの程度に応じた対応（例）

- 以下に示す対応は、あくまでも例であり、被害や加害の子供の状況、保護者の意向等に応じて、個別に判断する。
- 下記にかかわらず、事案によっては、重大性や緊急性等に配慮して、行為を確認した時点で教員が即対応し、事後に報告するなどの例外もあり得る。

□：被害の子供への対応例 ■：加害の子供への対応例

		加害の子供の行為の重大性の程度						
		低		高				
				衝動的に行った言動		故意で行った言動		
被害の子供が感じる心身の苦痛の程度	精神的な状況	暴力を伴う場合	好意で行った言動	意図せずに行った言動	暴力を伴わない	暴力を伴う	暴力を伴わない	暴力を伴う
	低	一時的な不快感・落ち込み	けがなし	<input type="checkbox"/> ■ 経過観察、定期的な声掛け <input type="checkbox"/> ■ 保護者への連絡	<input type="checkbox"/> 気持ちの受容、本人の良さを伝える者への連絡 <input type="checkbox"/> ■ 人を傷つける言葉について説諭 <input type="checkbox"/> ■ 経過観察、定期的な声掛け	<input type="checkbox"/> 心のケア、保護者への連絡 <input type="checkbox"/> ■ 絶対に使っていない言葉への指導 <input type="checkbox"/> ■ 経過観察、定期的な声掛け	<input type="checkbox"/> 心のケア、SCの面接、保護者への連絡 <input type="checkbox"/> ■ 暴力は絶対に許さないことについて指導、相手への謝罪指導、保護者への連絡	<input type="checkbox"/> 経緯の聞き取り、心のケア、SCの面接、何かあったらすぐに相談するよう助言、保護者への連絡 <input type="checkbox"/> ■ 経緯の聞き取り、行為への指導、保護者への連絡
継続的な不快感・落ち込み		保健室で処置する程度のけが	<input type="checkbox"/> 気持ちの受容、相手の言動の意図を説明、SCの面接 <input type="checkbox"/> ■ 親切への評価、相手の気持ちの説明	<input type="checkbox"/> 家庭訪問、保護者との連携、SCの面接 <input type="checkbox"/> ■ 絶対に使っていない言葉への指導、相手への謝罪指導、保護者への連絡	<input type="checkbox"/> 家庭訪問、保護者との連携、SCによる恐怖感の解消 <input type="checkbox"/> ■ 怒りの対処法指導、保護者との連携	<input type="checkbox"/> 家庭訪問、保護者への毎日の連絡、SCとの継続的な面接 <input type="checkbox"/> ■ 複数の教員による指導、監督 <input type="checkbox"/> ■ 複数の教員による経過観察	<input type="checkbox"/> 家庭訪問、保護者への毎日の連絡、SCとの継続的な面接 <input type="checkbox"/> ■ 複数の教員による指導、監督 <input type="checkbox"/> ■ 複数の教員による経過観察	<input type="checkbox"/> 学校が守り抜くことを伝える、毎日の状況確認 <input type="checkbox"/> ■ 警察や児童相談所等との連携による厳しい指導 <input type="checkbox"/> ■ PTAとの連携、地域住民との連携
登校渋り		医療機関で1回治療する程度のけが	<input type="checkbox"/> 家庭訪問、個人面談、 <input type="checkbox"/> ■ 相手の状況に応じた親切な在り方の指導、保護者への連絡	<input type="checkbox"/> SSW、家庭と子供の支援員活用 <input type="checkbox"/> ■ 相手への謝罪指導、保護者への連絡	<input type="checkbox"/> SSW、家庭と子供の支援員活用 <input type="checkbox"/> ■ 保護者との連携、外部専門家との連携	<input type="checkbox"/> SSW、家庭と子供の支援員活用 <input type="checkbox"/> ■ 医療、福祉期間等との連携	<input type="checkbox"/> SSW、家庭と子供の支援員の活用、医療・福祉機関等との連携 <input type="checkbox"/> ■ 学校サポートチーム会議の開催	<input type="checkbox"/> 毎日の安全確保、状況確認、SSW、家庭と子供の支援員の活用 <input type="checkbox"/> ■ 警察と連携した法令に基づく措置と厳格な指導 <input type="checkbox"/> ■ いじめ対策保護者会開催
重大事態	不登校	通院が必要ないけが	<input type="checkbox"/> ■ いじめ防止対策推進法第28条及び第30条に基づく調査 <input type="checkbox"/> ■ 状況に応じた組織的かつ適切な対応による問題の解決 <input type="checkbox"/> ■ 再発防止策の策定、実施 ※ 重大事態かどうかの判断は、加害の子供の行為の重大性の程度によることなく、法第28条の規定に基づき、被害の子供が感じる心身の苦痛の程度や不登校の状況、被害の子供や保護者の訴え等を考慮し、学校と所管教育委員会で適切に行う。					
	入院・ひきこもり	入院が必要ないけが						
	自殺企図	後遺症が残るけが						

※ SC：スクールカウンセラー SSW：スクールソーシャルワーカー

### ③ 法による必要がある場合の実施規定

## (4) 重大事態につながらないようにするための対応

### 現状と課題

【図表 27】 重大事態につながらかねない「いじめの態様」

(東京都内全公立学校で認知されたいじめのうち、重大事態につながらかねない「態様」に該当する件数及び割合 複数回答)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
ひどくぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	2,030 件 (3.5%)	224 件 (3.2%)	5 件 (3.4%)	1 件 (2.7%)	2,260 件 (3.5%)
金品をたかられる。	217 件 (0.4%)	46 件 (0.7%)	7 件 (4.8%)	1 件 (2.7%)	271 件 (0.4%)
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	2,119 件 (3.7%)	276 件 (4.0%)	8 件 (5.4%)	0 件 (0%)	2,403 件 (3.7%)
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	2,497 件 (4.3%)	310 件 (4.4%)	9 件 (6.1%)	1 件 (2.7%)	2,817 件 (4.4%)

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

【図表 28】 いじめを受けている時、受けていた時にどう思ったか。

(いじめられた経験があると回答した子供たちのうち、以下の回答をした子供の割合)

学校に行きたくないと思った。	25.9%
死にたいくらいつらかった。	9.6%
眠れなかった。	7.7%
体調不良になった。	6.0%

令和2年度「いじめ防止等の対策を推進する研究」東京都教職員研修センター

- 【図表 27】の調査結果から、認知されたいじめのうち、重大事態につながらかねないと推測される「いじめの態様」が、毎年度、一定の割合で報告されている。これらのいじめは、いずれも犯罪に該当する場合がある行為であり、決してあってはならない事案である。学校は、いじめの初期段階での発見、対応を徹底させることにより、これらの行為を起こさせないことが不可欠である。
- 【図表 28】は、過去にいじめを受けたことがあると回答した子供たちに、当時の気持ちを尋ねた調査の結果である。
- 上記の結果は、教職員が考えている以上に、いじめを受けた子供が、深刻な打撃を受けていることを推測させるものとなっている。加害の子供が行った行為の外形力の大きさととらわれず、被害の子供の心身の苦痛に寄り添って、いじめの解決に全力を尽くすことが求められている。
- いじめは、どの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識に立って、学校はいじめの早期発見、早期対応に努める。このことにより、「いじめ防止対策推進法」第 28 条第 1 項に規定される「重大事態」(参照：69ページ)に至ることなく、いじめ問題の解決を図ることが重要である。

## ア 被害の子供の安全確保と不安解消

いじめを受けている子供が、学校が対応を始めたことにより、その後は被害を受けずに済むようにする。特に、暴力を伴ういじめを受けていた場合は、授業中や休み時間に、複数の教職員が目を離さずに観察を行ったり、子供や保護者の意向を踏まえ、必要に応じて、登下校時に教職員等が付き添ったりして、確実に安全を確保する。

加害の子供が、教職員がいじめへの対応を行っていると感じたことにより、暴力などの行為をエスカレートさせることもあることに留意し、被害の子供に寄り添い、教職員全体で断固として、被害の子供を守り抜く姿勢を明確にする。

また、いじめを受けたことによる心理的ストレスや不安を解消するため、保護者との共通理解の下に、スクールカウンセラーとの面談等により、心のケアを行う。

なお、暴力を伴わないいじめについては、被害の子供が感じている精神的苦痛に応じて対応を行う。その際、加害の子供の行為が、必ずしも重大性が高いとは限らないことに配慮し、加害の子供に対して、一律に厳格な指導を行うような一面的な対応に終わることのないようにする。

④ 全校で実施

## イ 加害の子供に対する組織的・計画的な指導及び観察

暴力を伴ういじめや重大性の高いいじめについては、加害の子供に対して、いじめをやめさせ再発を防止するため、「学校いじめ対策委員会」が、長期的な視点からの対応方針を定め、教職員による単発的な指導にとどまらない組織的・継続的な指導を行う。

その際、状況に応じて、スクールカウンセラーが加害の子供の話を聴き、発達の課題や家庭の環境等を含め、いじめの行為を行う背景に配慮しながら、指導の充実を図る。

また、加害の子供の保護者と連携して、家庭での指導を依頼する。保護者が、自分の子供の指導に悩んだり、指導することが困難になったりしている場合などには、保護者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、心理的な面や福祉的な面からの支援を行う。

なお、暴力を伴わない言動や重大性の低い行為に対して、被害の子供が精神的な苦痛を感じている場合は、加害の子供に、相手が苦痛を感じていることを理解させた上で、適切な相手との関わり方について考えさせるなど、行為の内容や状況を踏まえた指導を行う。

その際、加害の子供の保護者には、学校に対して不信感を生じさせないように、事前に指導方針を丁寧に説明するなどして、十分に理解を得る。

④ 全校で実施



## ウ 被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応

いじめが、力の強い者から弱い者への一方的な行為に限定されないことや、過去に被害と加害の子供が逆の状況があったことなどから、被害の子供の保護者と加害の子供の保護者の思いにずれが生じ、スムーズな対応に至らないことがある。これを避けるため、学校は、子供への対応に先立って、双方の保護者に対して「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を丁寧に説明するとともに、互いに安心して学校生活を送ることができるようにすることを目指して、組織的に対応していくことについて理解を得る。

その際、加害の子供や保護者が、被害の子供や保護者に表面的に謝罪して、解決を図らせるような一面的な対応をしない。可能な限り、学級担任や「学校いじめ対策委員会」のメンバーである教職員と双方の保護者が、正確な事実に基づき、互いの子供にとって最良の解決方法を協議するなどの機会を早期に設定することが重要である。

### 【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 5 項 学校は、当該学校の教職員が第 3 項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

### ① 法による義務規定

## エ いじめ対策保護者会、PTA 役員会、学校運営協議会（コミュニティスクール委員会）、「学校サポートチーム」会議等の開催、支援の依頼

いじめ問題の解決に向けて、保護者との連携・協力体制を築くため、早期にいじめ対策保護者会を開催し、可能な限り、学級等のいじめの現状を説明する。また、いじめの重篤化を防止するため、学級や学年の子供が保護者との話し合いを通して、いじめを自分たちの問題として受け止めることができるように依頼する。

PTA 役員や地域住民等が被害・加害の子供の保護者に働き掛けることが効果的な場合には、PTA 役員を招集したり、学校運営協議会（コミュニティスクール委員会）を開催したりして、協力を依頼する。

さらに、被害の子供や加害の子供に対して、専門的な支援や指導が必要な場合は、速やかに「学校サポートチーム」の臨時会議を開催し、対応策を協議する。会議の運営に当たっては、個々の子供に対して、どの機関がどのように支援したり指導したりしていくか、具体的な方策を決定できるようにする。

【参考】 ○ リーフレット「学校サポートチームによる健全育成の推進について」 令和 3 年 1 月  
⇒112・113ページ参照

### ⑧ 必要に応じて実施・例示

## オ 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）による声掛け、見守り等

社会全体でいじめ問題の解決を図る視点から、必要に応じて、民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者など、広く地域住民と情報を共有するとともに、登下校時の子供の見守りなどを依頼する。

こうした取組を通して、子供たちが、多くの地域の大人に見守られていることを実感することにより、安心感をもって生活できるようにする。また、いじめなどの反社会的な行為をしてはいけないという意識をもてるように指導する。

⑧ 必要に応じて実施・例示

## カ 警察、児童相談所等の関係機関と連携した対応

暴力を伴ういじめなど、犯罪行為として取り扱われるべきであると考えられる事例については、教職員が、所轄警察署や児童相談所等と適切に連携し、加害の子供に対して、毅然とした態度で指導を行う。

⇒116ページ参照

特に、学校で指導を行っているにもかかわらず、加害の子供の反省が見られない場合など、被害の子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考えられる事例については、ためらうことなく直ちに、所轄警察署に通報し、援助を求める。

なお、学校は、日常から、いじめの行為を含めどのような行為が確認された場合に、警察や児童相談所に通報するか、基準を明確にしておき、被害が拡大する前に、適切な対応が行われるようにする。

### 【いじめ防止対策推進法】

第23条第6項 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

③ 法による必要がある場合の実施規定

## キ 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員による声掛け、見守り等

小学校において、被害の子供や加害の子供が、児童館に通っていたり、学童クラブや放課後子供教室に在籍したりしている場合には、それぞれの組織の職員に、学校で確認したいじめの実態を伝え、該当する子供の様子を見守りを依頼する。

子供に気になる様子が見られた場合は、当該組織の職員が、声掛けをしたり、学校の教職員に報告したりして、複層的に被害の子供を守り抜く体制を構築する。

### ⑧ 必要に応じて実施・例示

## ク インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて、<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷などが行われていることが確認された場合は、<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷された子供が、その事実に気付いているか否かにかかわらず、書き込みを行った子供に対して直ちに指導を行い、被害の子供の保護者と連携して、通信の手段に応じて、その内容の拡散防止と削除の徹底を図る。

同時に、被害の子供の心のケアを行うとともに、当該の子供の意向を踏まえて、保護者と十分に連携しながら、加害の子供との関わりの修復等を支援する。

特に、SNSを通じて行われているいじめに該当する行為が明らかになった場合は、グループの子供全員に対して、不適切な通信内容について指導するとともに、被害の子供の精神的苦痛を理解させ、どのように関係を修復するかなどを話し合わせたり、助言したりする。

### 【いじめ防止対策推進法】

第19条第1項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

第3項 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条第1項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

### ① 法による義務規定

## ● インターネットを通じて行われるいじめへの対応の視点と具体例

- 以下の示す視点には、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」の視点が、包括されている。

	インターネットを通じて行われるいじめへの対応の視点	具体例	留意事項
1	インターネットを通じて行われるいじめの実態と特徴の理解	○ インターネットを通じて行われるコミュニケーションは、情報モラルが身に付いていないと、いじめの気持ちがなくとも、いじめになってしまうことがあることに留意する。	◆ インターネットを通じたいじめは、広がるスピードが速いこと、24時間発生すること、広がりがあることなどの特徴があることを理解させる。
2	インターネットを通じて行われるいじめの実態と特徴の理解	○ かつては、いじめが家の中で発生するということとはなかったが、インターネットによって、学校が休みの日や、夜までいじめが起り得ることに留意する。 ○ SNS等は、仲間同士で通信しているため、いじめが行われていても、大人はなかなか見抜けな。子供は、仲間を失いたくないという意識が強いので、大人に相談することは難しい現実があることを理解して対応する。	◆ SNS等によるいじめは、いじめている側が、あまり悪いことをしていると思っていないことが問題であり、周囲に気を遣ってやむを得ず参加している子供に思いが至らないことが多いことを理解させる。
3	情報モラルの指導	○ 今後、子供たちが、一人一台端末を用いてインターネットを積極的に活用することを踏まえ、インターネット等のメリットやデメリットについて、早いうちから指導していくとともに、保護者への啓発を図る。 ○ 子供が、被害者にも加害者にもならないよう、情報モラルについて、できるだけ早くから指導していく。使わせないという指導ではなく、適切な活用法を指導する。 ○ SNS等でのコミュニケーションも日常生活と同様に、向こう側に人がいることを意識させることが重要であり、人の嫌がることを言ったり書いたりしないこと、自分が書いた内容について、迷惑に感じたり、嫌な思いをする人がいないか考えてから相手に送ることなど、自分の言葉に責任をもたせる指導を徹底する。	◆ 発達段階に応じて、小学校低学年段階から高等学校段階に至るまで、計画的に情報モラルに関する指導を行う。

## (5) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援

### 現状と課題

#### 【図表 29】 いじめられた子供への特別な対応

- 当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した件数の割合  
(東京都公立学校で認知されたいじめの件数全体に対する該当する件数の割合)

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
0.8%	3.0%	10.2%	2.7%	1.0%

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

- 【図表 29】の調査結果からは、いじめられた子供に対して学校が教育委員会と連携して対応した事案は、一部にとどまっていることが分かる。
- いじめ防止対策推進法では、学校において、子供がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、事実確認を行うとともに、その結果を所管教育委員会に報告することが義務付けられている。

#### 【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 1 項 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

第 2 項 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

- また、上記により報告を受けた教育委員会は、学校に対して、必要な支援を行った、必要な措置を講ずることを指示したり、必要な調査を行うことが規定されている。

#### 【いじめ防止対策推進法】

第 24 条 学校の設置者は、前条第 2 項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

- いじめには、様々な態様や類型があることから、必ずしも教育委員会と連携して対応した件数が多いことを求めるものではない。しかしながら、いじめ防止対策推進法の趣旨の一つは、学校、教育委員会、地方公共団体の長による重層的な責任体制を構築することにある。これを踏まえ、学校は、教育委員会と緊密な連携により、いじめ問題の解決を図ろうとする意識をもつことが大切である。

### ア 重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告

いじめ防止対策推進法では、学校において、子供がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実を確認するとともに、その結果を所管教育委員会に報告することが義務付けられている。

学校は、所管教育委員会が定めた様式や方法に従い、いじめの発生を迅速に報告しなければならない。

一方で、「いじめ」の定義は、極めて広範であることから、子供の日常の中で生じる全てのいじめについて、詳細な実態や対応経過を報告していくことは、現実的に困難であると推測される。報告のための文書作成に時間がとられることにより、軽微ないじめの認知を妨げるようなことがあっては本末転倒である。

学校と教育委員会との間で、いじめの重大性や緊急性の度合いに応じて、例えば、件数のみを表に記入して報告する様式と、個人名を含めたいじめの状況や対応経過を報告する様式とを使い分けるなどの工夫もあり得る。

学校として、どんな軽微ないじめも見逃さずに認知し対応することと、必要に応じて、教育委員会に支援を求めることができるよう適切に報告することを、両立させることが大切である。

① 法による義務規定

### イ 重大性、緊急性に応じた教育委員会からの支援

学校は、被害の子供の受けた心身の苦痛の状況、加害の子供の行為の重大性、いじめに至ったと思われる背景、それぞれの保護者の認識等に鑑み、教育委員会に助言を求めたり、心理職、スクールソーシャルワーカー等福祉分野の専門家、指導主事等の派遣による支援を要請したりして、いじめの被害が深刻化することを防止する。

また、所管教育委員会からも、学校に対し、人材の派遣等について積極的に指導・助言を行う。

③ 法による必要がある場合の実施規定